

# をいう・という・含む・除く・限る —法令用語釈義 その6—

平野 敏彦

## 1 はじめに

今回のタイトルがどういう括りの用語であるか、すぐにわかるだろうか。これらは法令文の丸括弧（ ） —法制執務用語としては漢字の「括弧」を用いるようであるが、本稿では、以下カタカナで「カッコ」と表記することとする。—の中で文の述語として用いられる用語である。これまでの「法令用語釈義」で扱ってきた「その他・その他の」、「又は・若しくは・並びに・及び・かつ」、「場合・とき・時・であって…もの」、「みなす・推定する・準用する・適用する」という大物の法令用語に比べれば、洗ひ脇役といったところだろうか。

## 2 カッコの使用

現在、日本語表記の補助記号とされているカッコは、(丸カッコ/パーレン), 「かぎカッコ」, 『二重かぎカッコ』の3種である。しかし、それ以外に、[角カッコ/ブラケット], [亀甲カッコ], 【すみ付きカッコ】, {波カッコ/ブレース}, 〈山カッコ〉, 《二重山カッコ》, ≪ギユメ/ギメ≫なども、縦書き・横書きを問わず、日本語文の表記に普通に用いられている。また横書きでは、欧文の“ダブルクォート”や‘シングルクォート’も用いられることもある。

これら多くのカッコのうち、法令文で使用されるカッコは、丸カッコ（ ）とかぎカッコ「 」の2種だけである。法令文の正文は（一部を除いて）縦書きであるので、対になるカッコは、縦カッコ（カッコが上下に並ぶことで、カッコの向きが縦「（ 」か横「（ 」かでの呼び名ではない。）になる。しかし、本稿は横書きなので、横カッコ（カッコ開きが左、カッコ閉じが右になる左右カッコ）になるように機械的に置き換え、漢数字は算用数字に書き換えている。（なお、条文を引用するときは、原文通りなら条名の前の行に条文見出しを配置すべきであるが、便宜的に「○法律名 条名（条文見出し）」として1行で記載し、改行して条文の中味を記載した。項番号のない第1項には①を付加した。）

さて、法令文で使用されている丸カッコには、次の8通りの用法がある。

#### （1）目次において章等に含まれる条の範囲を示す場合

章・節・款・目の区分を持つ法令には、冒頭に目次が置かれる。章名等に続けて、その章等に含まれる最初の条名と最後の条名がカッコの中に示される。3条以上のときは「—」（1字分のダッシュ／ダーシ）でつなぐが、2条のときは「・」（中点／中黒／中ポツ）でつなぐ。いずれの場合も、「第」を省略して記載される。

#### ○刑法

目次

第1編 総則

第1章 通則（1条—8条）

…（略）…

第7章 犯罪の不成立及び刑の減免（35条—42条）

第8章 未遂罪（43条・44条）

…（略）…

（2）条文見出しを付する場合

昭和22年公布の法律の一部で試行され、昭和24年公布法律以降はすべての条文に付けられるようになった。市販の六法では、条文見出しの付いていない法律（憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法等）にも、編集者が独自に見出しを付するようになった。これらは、本来の条文の一部である丸カッコの付いた条文見出しと区別するために、[角カッコ]、〔亀甲カッコ〕、【すみ付きカッコ】などで表記されている。刑法平易化、民事訴訟法新制定、民法現代語化、会社法新制定と商法現代語化など条文の平かな口語体への移行の機会に法律自体に条文見出しが付されるようになり、編集者見出しはしだいに姿を消しつつある。

○民法

（成年）

第4条 年齢20歳をもって、成年とする。

○憲法 ←有斐閣『ポケット六法 平成30年版』の編集者見出し。内見出しの位置にある。

第1条【天皇の地位・国民主権】天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

（3）引用する法律の題名に法律番号を付する場合

条文中で他の法律名を明示して引用するとき、初出の箇所で、法律番号（公布の元号年とその暦年内での公布の順序の番号との組み合わせで構成される。公布月日は、本来の法令番号には含まれていないが、必要に応じて、付加情報として併せて示される場合がある。）を明示する。政令や省令は、単に政令とか〇〇省令と記されるだけだが、法令番号の明示がないのは、当該法律の公布時にはまだ制定されていないのであるから、当然のことである。

○民法 第177条（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成16年法律第123号）その

## 24 - をいう・という・含む・除く・限る（平野）

他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

### （４）用語の意義について指示する場合

これが本稿のテーマであり、後述する。

### （５）他の条項を引用する際にその内容要旨を付する場合

準用条文などにおいて、条名だけで、あるいは章・節等の番号で指示がなされている場合、市販の六法では、編集者の注記としてその条文の内容要旨（見出しであることが多い）が記載されていることがよくある。それと同じことを、条文自体が、つまり立法者が行っているのである。次の例の場合、民法第362条は、「第9章 質権」の第4節に含まれるので、前3節とは、「第1節 総則」、「第2節 動産質」、「第3節 不動産質」を指している。ただし、必要最小限に限られており、すべてに付記されているわけではない。今後は増えていく方向であるかもしれない。

#### ○民法 第362条（権利質の目的等）

- ① 質権は、財産権をその目的とすることができる。
- 2 前項の質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、前3節（総則、動産質及び不動産質）の規定を準用する。

### （６）別表が関連する本則の条名を付する場合

法律に別表が付いている場合は、附則の後ろに配置されるが、それと関連する本則の条名が付記される。内容によっては、複数の条名が示されることもある。

#### ○労働基準法

別表第1（第33条、第40条、第41条、第56条、第61条関係）

別表第2 身体障害等級及び災害補償表（第77条関係）

## 別表第3 分割補償表(第82条関係)

(7) 縦書き法令文の号の細分の細分番号, 横書き法令文の号番号に付する場合において語句や文を列記する場合, 縦書きでは2字目に漢数字「一, 二, 三…」で号番号を示し, 1字分を空白にして, 続けて語句を配字することになっている。これが第1段階の号番号である。漢数字の使用は, 項番号が付されていない時代から継続しているものであるが, 項番号が, 第1項を除いて, 算用数字(アラビア数字)で, それも1字目に付されるようになってからは, 見た感じも対照が際立っているようである。

その漢数字の号を細分するとき, つまり第2段階の号番号は, カタカナの「イ, ロ, ハ…」を3字目に配字する。(戦後スタートした, 地方公共団体の条例・規則などにはカタカナの「ア, イ, ウ, エ, オ…」が, 用いられていることが多い。法律では, 戦前からの継続性があるので, 混在を避けて整合性を維持する趣旨から, 「イ, ロ, ハ…」の使用が原則である。)

その「イ, ロ, ハ…」をさらに細分する必要がある場合, つまり第3段階の号番号は, 「(1), (2), (3)…」を4字目に配字する。縦書き文であっても, 横カッコ, つまり左右カッコで算用数字(アラビア数字)が囲まれている。学生が大学で学んでいる基本的な法律では例がないと思い込み, 以前たまたま見つけた弁護士法第5条第2号イと同口を例としてあげようと考えていた。念のために, 重要法律を通読し直してみると, 平成17年に新制定された会社法に号の細分の細分が見つかった。

## ○会社法 第937条(裁判による登記の嘱託)

① 次に掲げる場合には, 裁判所書記官は, 職権で, 遅滞なく, 会社の本店(第1号トに規定する場合であって当該決議によって第930条第2項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては, 本店及び当該登記に係る支店)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

イ 会社の設立の無効の訴え

ロ～ヘ …（略）…

ト 株主総会等の決議した事項についての登記があった場合における次に掲げる訴え

(1) 株主総会等の決議が存在しないこと又は株主総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え

(2) 株主総会等の決議の取消しの訴え

チ～ヲ …（略）…

二 次に掲げる裁判があったとき。

イ～ホ …（略）…

三 次に掲げる裁判が確定したとき。

イ～ロ …（略）…

2～4 …（略）…

これとは別に、横書き法令文が正文である場合、第1段階の号番号を、漢数字ではなく、「(1), (2), (3)…」とする方式もある。これを第1段階で使ってしまうと、第3段階で重ねて用いるわけにはいかないので、第2段階の「ア, イ, ウ」に丸カッコを付けた「(ア), (イ), (ウ)…」を用いるのが通例である。以下にあげたのは横書き法令文の例ではなく、広島県の公用文起案の方式を定めた規程である。

○ [広島県] 公用文に関する規程（昭和57年訓令第1号）

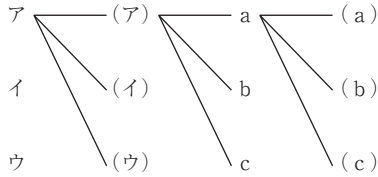
**第1条**（趣旨） 公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式その他公用文の作成に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

**第7条**（符号） 公用文に用いる符号は、次のとおりとする。

一 見出し符号

イ 条文形式をとる公用文の条又は項において事物の名称その他の区分を列記する場合には、左横書きのものにあつては「(1)」、「(2)」、「(3)」等、縦書きのものにあつては「一」、「二」、「三」等の番号を用いて号を置くものとし、号を細別する場合における細部の部分を表す番号及び記号並びにその順序は、次のとおりとする。

(1) 左横書きの場合



なお、昭和27年4月4日内閣閣令第16号として、内閣官房長官から各省庁次官にあてられた依命通知「公用文作成の要領（公用文改善の趣旨徹底について）」の中で、公用文の書き方について「1 一定の猶予期間を定めて、なるべく広い範囲にわたって左横書きとする。」「5 人名・件名の配列は、アイウエオ順とする。注 2. 句読点は、横書きでは「,」および「。」を用いる。」と述べられている。（ちなみにこの文書は横書きである。）法律では、横書きも、アイウエオ順も実現していないが、多くの地方公共団体では、公用文の一つとしての条例が徐々にこの形式に移行し、また文書事務として広島県のような規程を定めている。

(8) 道路交通法における本則違反の場合の該当罰条を付記する場合

この用法は、道路交通法に規定方式の特色をなすものであって、「～してはならない」という表現で行為禁止が指示されている義務賦課規範を各条で定めた上で、その違反に対して、当該条の最終行の丸カッコ内に罰則として、個別の罰条が規定されている。罰則を各違反行為を規定した条ではなく、第8章（115条—124条）にまとめて規定しているので、対応の便宜のために案出された方式であろう。

○道路交通法 第22条（最高速度）

- ① 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

- 2 路面電車又はトロリーバスは、軌道法（大正10年法律第76号）第14条（同法第31条において準用する場合を含む。第62条において同じ。）の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

（罰則 第118条第1項第1号、同条第2項）

### 3 「定義」

法令文で使用される丸カッコのうち、7つの用法は、定型的な表記様式にかかわるものである。内容にかかわるのが、(4)にあげた用語の意義の指示（定義・略称、拡張・縮小・限定、置き換え）をする丸カッコの用法である。

法令文が日常言語で書かれている以上、その用語が何を指示するかという意味論的処理が不可避であり、かつ不可欠である。これは通常の法学方法論では、条文の意味を明らかにするための「解釈」と呼ばれている作業であり、それを經由して初めて適用に至ることができる。

意味の範囲の画定（「確定」ではない。）は、通常は「定義（definition）」と呼ばれる。明治時代の基本六法の編纂過程では、法律自体における用語の定義は、極力避けられ、裁判官の法実務と学者の学問的作業に委ねられていた。ローマ法の市民法大全（Corpus Iuris Civilis）の学説彙纂（Digesta）第50巻第17章第202法文（D.50,17,202）——1～2世紀の法学者ヤウォレーヌスの『書簡集（epistulae）』第11巻からの抜粋——「市民法におけるすべての定義は危険である。（Omnis definitio in iure civili periculosa est.）」の響みに倣ったのかもしれない。あるいは、多くの新造語・新訳語のために、定義をし始めるときりがなかったのかもしれない。また、一般国民が容易に理解できなくとも、法を運用する専門家集団内部での共通意識があれば、それで足りるという観念も影響していたであろう。

しかし、第二次世界大戦後、法律を取り巻く環境は大きく変化した。専門



家集団の独占の時代は去り、一般国民が読めば理解できるような表現に努めることが要請された。それが主権在民の民主主義国家での法律のあり方だと考えられた。法令文のカタカナ文語体からひらがな口語体への移行は、それを象徴するものである。基本六法は最小限の修正を受けただけなので(全面改正は刑事訴訟法のみ)、事情はそう変わらないが、とりわけ行政法に定義規定が設けられるようになった。基本六法も、改正により追加された枝番号条文では、徐々に、定義規定が設けられるようになってきた。

法律条文における定義の問題を扱う前に、まず、「定義」一般について概観しておきたい。

論理学でいう命題 (proposition) —「～である」(肯定) とか「～でない」(否定) とかいう判断を言語的に表現したもの—は、主語 (subject) と述語 (predicate) を繫辞 (copula) で連結したものである。たとえば、定言命題 (categorical proposition) は「SはPである」という形式をとる。このSとPが名辞 (term) または概念 (concept) と呼ばれ、そこから名辞論理学が展開される。日本語文法における「述語」にあたるのは動詞や形容詞等の用言であるが、論理学ではこれら用言も「～すること」、「～されたこと」、「～なもの」というふうにいえば一種の名詞 (体言) に変換されたものとして扱うため、Sが名辞なのは当然として、Pもまた名辞なのである。

「定義」とは、その名辞・概念の内包 (intention) を明瞭にし、外延 (extention) = クラス (class) を確定する手続である。この場合、外延とはその名辞によって呼ばれる事物の集合を、内包とはそれらの事物に共通な性質の集合、つまりそのクラスに属するメンバー全部に共通する性質を意味する。

定義の形式は、定義される名辞つまり概念を「被定義項 (definiendum [「境をつける、限界を明示する」を意味するラテン語動詞 *definio* の動形容詞中性主格])、定義に用いる語句を「定義項 (definiens [現在分詞中性主格]) と呼び、この2つから構成されるものとする。たとえば、三角形の定義を、「三角形と

は、3本の直線で囲まれた図形である。」とした場合、「三角形」が被定義項、「3本の直線で囲まれた図形」が定義項である。

主たる定義方法は、名目的（唯名的）定義と実質的定義に大別される。名目的、つまりノミナルな定義とは、語の使用に関する約束を示すものであり、実質的、つまりリアルな定義とは、事物を分析し、その構造や機能を明示して事物の本質を表すものである。前者はことばの定義であり、後者はものの定義と言える。

アリストテレスが『トピカ』第1巻第8章で述べた「定義は類と種差からなる（ラテン語訳：definitio ex genere et differentiis fit.）」（Aristot.Top.103b 15-16）という有名な「定義」の定義、すなわち後世には「最近位の類と種差による定義（definitio per genus et differentia specificam）」と定式化されたものは、実質的定義の一種である。たとえば、「人間は理性的動物である」は、被定義項「人間」に最も近くかつ上位の類である「動物」に、「動物」の類に属する種「人間」と種「人間以外の動物」との内包的差異（種差。ここでは「人間」は持つが、「人間以外の動物」は持たない性質）である「理性的」を組み合わせることで定義項とし、「人間」の本質を明らかにしたものである。どの観点から内包的差異である種差を見るかによって、「二足歩行する」+「動物」とか、「政治的〔ポリス的〕」+「動物」とかという別の定義も成立する。

定義項の表記方法は、上記のような内包的説明、つまり性質の叙述のほか、外延的説明、つまりそのような内包を持った事物の列挙を定義項とすることもできる。ちょうど集合論で集合（set）の元または要素（element）を表記する2つの方式に対応している。この方式は元が無限の場合でも表現可能である。

$$A = \{ a \mid 12 \text{ の約数} \} \quad B = \{ b \mid \text{偶数} \} \quad \dots \text{内包}$$

$$A = \{ a \mid 1, 2, 3, 4, 6, 12 \} \quad B = \{ b \mid 2, 4, 6, 8, \dots \} \quad \dots \text{外延}$$

## 4 カッコを用いない定義規定

現在の法律文（法律以外の命令や条例などでも共通しているので、本来は法令文というべきかもしれないが、以下、法律を例として述べるので、法律文ということにする。）の起案では、原則として、ある用語の意義が多義的であったり、曖昧さを含む場合や、法律上または立法目的から特殊な意味をもたせる場合などに限定して、定義規定が設けられる。概念を明確化し、すなわち概念の内包と外延をはっきりさせ、解釈上の疑念を予め可能な限り縮減することがねらいである。解釈を適用者に委ねるのではなく、立法者の意思として解釈の指示を明示するのが特徴である。

法律文では、以下の2種の方式が採用されているので、順に見ていこう。

### A. 総則的規定としての定義規定：「をいう」

法律全体にわたる用語の意義（法律では「意味」ではなく、「意義」が用いられている。）を定める規定が、総則の中に、特に「(定義)」という条文見出しを伴って規定される場合が多い。ここで「総則的」としているのは、法律全体に及ぶ一般的規定が配置されている部分で規定されていることを意味し、必ずしも「総則」冒頭の「(定義)」の下で規定されていなくてもかまわない。定義が、その条文の前にも後ろにも、つまり法律全体に及ぶことが重要であり、それ故、適用範囲は、「この法律において」という文言で示される。

この類型は、丸カッコ内に配置される定義規定とは異なり、カッコを使用しないものであるから、厳密に言えば本稿のテーマからはずれるのであるけれども、定義規定の基本文型として、最初に見ておく必要がある。

基本六法の制定時には、前述したように、以下の一覧表（各条文の最上位のゴシック体は現行条文）に示したように、法律全体にわたる定義規定はごく少ない。（戦後制定された刑事訴訟法と民事訴訟法は省略した。）

民法の平成16年改正に先立ち（同年8月4日から9月3日まで）、法務省は「民法現代語化案」に関する意見（パブリック・コメント）募集を行った。その際に参照すべきものとして提示された「民法現代語化案」には、多くのカッコを用いる定義規定があった。

○民法現代語化案（平成16年8月4日）

第5条 法律行為（法律上の効果の発生を目的とする意思表示を内容とする行為をいう。以下同じ。）

第6条 行為能力（自ら法律行為を行う場合において、その法律行為の効果を自己に対して確定的に帰属させる能力をいう。以下同じ。）

第87条 所有者（所有権を有する者をいう。以下同じ。）

第93条 表意者（意思表示をする者をいう。以下この節において同じ。）

意見数は10団体と個人42名（この中の1名は私である。）の計52件であった。とりわけ基本的概念を条文の中で定義することには批判的な意見が多かったらしく、10月12日に参議院先議で提出された改正案（11月10日参議院通過、同25日衆議院通過、12月1日公布）では、上記のような定義は姿を消していた。

以下の表から明らかなように、この類型は、「適用範囲－被定義項－定義項」の順に配置され、被定義項と定義項をつなぐのは「とは／トハ／ト称スルハ」であり、「をいう。／ヲ謂フ」で締めくくる。カタカナ条文では、被定義項はカギカッコで囲まれていない。

	適用範囲	被定義項		定義項	
民85	この法律において	「物」	とは、	有体物	をいう。
a	本法ニ於テ	物	トハ	有体物	ヲ謂フ
刑7①	この法律において	「公務員」	とは、	国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する職員、委員その他の職員	をいう。
b	本法ニ於テ	公務員	ト称スルハ	官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ従事スル職員、委員其他ノ職員	ヲ謂フ

刑7② b	この法律において	「公務所」	とは、	官公庁その他公務員が職務を行う所	をいう。
		公務所	ト称スルハ	公務員ノ職務ヲ行フ所	ヲ謂フ
刑7の2	この法律において	「電磁的記録」	とは、	電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの	をいう。
刑7ノ2 c	本法ニ於テ	電磁的記録	ト称スルハ	電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セララルモノ	ヲ謂フ
商4①	この法律において	「商人」	とは、	自己の名をもって商行為をすることを業とする者	をいう。
商4 d	本法ニ於テ	商人	トハ	自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ為スヲ業トスル者	ヲ謂フ
商9① e		商人	トハ	総テ商業ヲ営ム者	ヲ謂ヒ
		商業ヲ営ム	トハ	常業トシテ商取引ヲ為スコト	ヲ謂フ
会社2	この法律において	次の各号に掲げる用語の意義	は	当該各号に定めるところ	による。
		一会社		株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社	をいう。
商52 g	本法ニ於テ	会社	トハ	商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団	ヲ謂フ
商42 h	本法ニ於テ	会社	トハ	商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団	ヲ謂フ
商684	本法ニ於テ	船舶	トハ	商行為ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノ	ヲ謂フ
商538 f	本法ニ於テ	船舶	トハ	商行為ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノ	ヲ謂フ

a：平成16年12月1日法律第147号「民法の一部を改正する法律」（民法現代語化）以前の文言

b：平成7年5月12日法律第91号「刑法の一部を改正する法律」（刑法平易化）以前の文言

- c：昭和62年6月2日法律第52号「刑法等の一部を改正する法律」での追加後、刑法平易化までの文言
- d：平成17年7月26日法律第87号「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」以前（明治32年商法制定時）の文言
- e：明治23年4月26日法律第32号「商法」（明治32年公布の現行商法で廃止）の文言
- f：平成17年7月26日法律第87号「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」以前（明治32年商法制定時）の文言
- g：昭和13年4月5日法律第72号「商法中改正法律」以前（明治32年商法制定時）の文言
- h：昭和13年4月5日法律第72号「商法中改正法律」以前（明治32年商法制定時）の文言

この一覧表について、若干のコメントを付け加えておく。

- ・ 民法の中にある定義規定はこの第85条だけである。ちなみに、参考として、明治23年4月21日法律第28号のいわゆるボアソナード民法（公布されたにもかかわらず、民法典論争の結果、施行されることがなかった。）の「物」の定義を見ておこう。有体物について、内包的定義と外延的定義（一部の例示）両方で定められている。

#### ○民法 財産編 第6条

- ① 物ニ有体ナル有り無体ナル有り
- ② 有体物トハ人ノ感官ニ触ルルモノヲ謂フ即チ地所、建物、動物、器具ノ如シ

- ・ 刑法は第7条だけである。第7条の2は、刑法がカタカナ条文であった昭和62年法律第52号「刑法等の一部を改正する法律」で追加されたもので、戦後の新設条文であるが、カタカナ文語体で表現されている。なお、現行刑法の7条の2での定義規定の文言は、その後の「電磁的記録」に関する多くの法律の規定で、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」というカッコを用いる

定義規定の適用範囲後置型の形式で踏襲されている。たとえば、民法第151条第4項(平成29年法律第44号による改正前は、第446条第3項)や民事訴訟法第11条第3項はその例である。商法第539条第1項第2号や会社法第26条第2項は「(前半略)…電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。」という限定が付されたバリエーションになっている。なお、刑事訴訟法では、刑法総則における定義規定を改めて規定する必要はないという理由からか、「電磁的記録」についての定義規定は設けられていない。

・ 商法は、「商人」、「会社」、「船舶」の3つの概念だけである。第4条について参考としてあげた明治23年商法第9条第1項は、適用範囲の定めがなく、また「商人」の定義で用いた「商業ヲ営ム」についても再度定義している。「会社」については、現在は会社法第2条で定義されているが、後述する号形式の規定方法をとっている。また、商法においては内包的定義であったものが、外延的定義に変わっている。明治23年商法には「会社」の定義規定はない。「船舶」については、昭和13年改正で条名繰下げがあっただけで、現在においてもカタカナ条文のままである。明治23年商法には定義規定がない。

なお、現行商法「第2編 商行為」第5章以下のひらがな口語体化されていないカタカナ文語体条文の部分に、「ヲ謂フ」を述語とする規定が存在する。これらには適用範囲の定めがない。

第543条 仲立人トハ他人ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第551条 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第559条 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第569条 運送人トハ陸上又ハ湖川、港湾ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第597条 倉庫営業者トハ他人ノ為メニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

36 - をいう・という・含む・除く・限る（平野）

また、第46条も同様の規定であったが、平成17年改正後は第27条に移り、カッコ内定義規定方式がとられ、適用範囲を「この章（第1編第7章 代理商）」に限るように修正がなされている。

第46条 ……旧（平成17年改正前）

代理商トハ使用人ニ非ズシテ一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ営業ノ部類ニ属スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ為ス者ヲ謂フ

第27条（通知義務） ……新（平成17年改正後）

代理商（商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいう。以下この章において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、商人に対して、その旨の通知を発しなければならない。

B. 号形式の定義規定：「をいう」

定義規定が多い場合は、上記一覧表の会社法第2条で見られるような号形式の規定方式がとられることが多い。

○会社法 第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

三～三十三 …（略）…

三十四 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。

条の柱書きにおいて、適用範囲は「この法律において」、被定義項は「次の各号に掲げる用語」、定義項は「当該各号に定めるところ」で示される。列記されている各号においては、「項番号－空白1字分－被定義項－空白1字分－



定義項-という。]の順に示される。この形式と上記の基本文型を比較すると、「この法律において」は柱書きにおいて一度だけ規定され、各号では省略されており、被定義項と定義項の間の「空白1字分」が「とは、」に当たるのである。「空白1字分」が区切りを意味するこの号形式はきわめて見にくい。これと比較すると、民事訴訟法第3条の3、第5条、第6条、第6条の2、第104条、第107条、第124条、第132条の5、第383条で採用されている表類似の号形式のほうが見やすい。また、表形式の採用も可能であるが、号形式のほうがスペースが節約できるというメリットがある。

行政法分野では号形式をとるものが多い。法律の解釈を司法や学問に委ねず、最初から用語の定義をできるだけ厳密にして、行政の一体化を図ろうという趣旨だろう。

#### ○行政手続法 第2条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第2項において単に「命令」という。)又は規則

ロ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ハ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ニ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

第8号において、「命令等」の「等」の意義について、イ～ニを定めている。ロ～ニのカッコ書きの中で、「以下同じ。」があるので、「審査基準」、「処分基準」、「行政指導指針」の定義は使えないが、「命令等」自体は、「この法律に

において」とあるので、第1条で用いられている「命令等」をもカバーするのである。

### C. 項形式の定義規定：「をいう」

上記の会社法や行政手続法のような号形式では、各号について、「をいう」という述語が用いられている。「をいう」が必要だということは、条形式を単に号形式に詰め込んだだけのことである。号形式と条形式の間には、項形式があり、少数ではあるが、これも存在する。たとえば、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）の第4条（定義）である。制定時は12項であったが、現在では16項に増えている。煩わしいのは、各項に「この法律において」が繰り返されていることである。それでも、各項を条形式で独立させるよりは、総条文数の圧縮には資している。

#### ○都市計画法 第4条（定義）

① この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

…（中略）…

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

また、号形式であるが、各号で「をいう」という述語を用いない形式もある。たとえば、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）である。しかし、項の柱書きの「次に掲げる者」に「成年後見人及び成年後見監督人、保佐人及び保佐監督人、補助人及び補助監督人並びに任意後見人及び任意後見監督人」を代入した条文とは表現形式が異なるだけで、意味内容は変わらないので、むしろ項形式に分類すべきであろう。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)

第2条(定義)

① この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

D. 定義の他の形式について

法律学の学習の過程で、法概念の定義と呼ばれるのは、ここまで検討してきた定義規定にはとどまらない。たとえば、民法第85条(定義)の「物」の定義規定の次の第86条(不動産及び動産)の第1項「土地及びその定着物は、不動産とする。」は、不動産の定義規定とは見れないのか。基本文型にリライトすると、「この法律において「不動産」とは、土地及びその定着物をいう。」となるが、これならば定義規定の資格は十分である。両者の違いはどこにあるのか。原則論で言えば、「とする。」は、創設的・拘束的内容を意味するときに用いる用語だとされる。民法第4条(成年)「年齢20歳をもって、成年とする。」がその例であり、単なる定義にとどまらず、立法によって成年者と未成年者の法律上の取り扱いを区別する制度を創設するという意味合いを持っている。

また、もっと一般的に定義するという作業を見れば、たとえば「詐欺」は民法では第95条において、何の説明もなく用いられている概念であり、定義のてがかりは法律の中には与えられていない。他方、刑法では第246条第1

項「人を欺いて財物を交付させた者は、10年以上の懲役に処する。」から、「詐欺とは、人を欺いて財物を交付させることをいう。」を導き出すことができ、これは立法者が指示した詐欺の定義だとも言えそうである。

確かに思考過程としては共通しているが、しかし、法解釈学における定義の探求と立法者が文言上で明白に指示を与えた定義規定は、条文読解作業においては区別すべきであり、「定義規定」は表現様式面での違いを考慮して、厳格に限定して考えるのが妥当である。

## 5 カッコを用いる定義規定：「をいう」・「という」

いよいよ本題である。カッコを用いない条形式、号形式、そして項形式の定義規定の特色は、その法律全体（本則だけでなく、附則、別表等まですべて）をカバーし、その定義に従って条文を理解しなければならないということであり、多くの場合は、条文見出しにはっきりと「(定義)」と明示され、また「この法律において」という文言も使用されているので、規定の発見が容易であるという大きなメリットがある。特に、第1条の目的規定や趣旨規定の次に第2条で定義規定がまとめられている場合は、探す手間は大いに省ける。それと並んで、カッコを用いる定義規定の形式があるが、確たる手がかりもなしに定義規定を遡って発見しなければならないというデメリットがある。

この定義規定に限らず、以下のすべての用法に共通することだが、カッコ内で再度カッコを使用することは、何度も使用するとあまりにも複雑になり、どのカッコ閉じなのかが紛らわしくなるという理由で、1回に限る（二重カッコ）のが原則だとされ、2回以上の使用が必要と考えられる場合は、項を分けるとかの工夫をすべきだとされている。しかし、これはあくまで原則であり、実際には、2回の使用（三重カッコ）の例——大半は法律番号——もたまに見られる。

A. 適用範囲後置型：「をいう」

「被定義項（定義項をいう。適用範囲。）」のパターンでは、丸カッコ開き「(」の前の被定義項はカギカッコ「」で囲まれないので、複数の概念が列記されている場合、その射程を見誤ることがあるかもしれないが、被定義項と定義項の間の丸カッコ開き「(」が「とは、」を表すと考えれば、形式的に非常にわかりやすい形である。

適用範囲は、必ず明示される。もし明示がなければ、その定義規定が存在する条（項や号の場合もあり、正確には文単位というべきであろう。）のみに限定された定義となる。適用範囲を指示する場合、その文言は、「以下同じ。」が最も広く—この場合、その定義はその部分より前には遡らない。—、次に「この～において同じ」（～の部分が、編、章、節、款、目、条、項、号の順で狭くなる。）が続く。「以下同じ。」という文言を用いた条文が法律の前のほうにあれば、実質的には「この法律において」と範囲は近くなる。また、ある特定の条文のみをピンポイントで対象とする場合は、「この」を付けずに、「第〇〇条において同じ。」とか「次条において同じ。」のように示す。

	被定義項	定義項		適用範囲
民 20 ① 前	制限行為能力者	(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人	をいう。	以下同じ。)
	行為能力者	(行為能力の制限を受けない者	をいう。	以下同じ。)
民 19 ① 前 *	制限能力者	(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 16 条第 1 項ノ審判ヲ受ケタル被補助人	ヲ謂フ	以下同じ)
会 151 ① 柱	金銭等	(金銭その他の財産	をいう。	以下同じ。)
民訴 132 の 10 ④	署名等	(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること	をいう。	以下この項において同じ。)
民訴 268	大規模訴訟	(当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟	をいう。)	
刑訴 39 ③本	司法警察職員	(司法警察員及び司法巡査	をいう。	以下同じ。)

・ 民法第20条第1項前段の2つの定義規定のうち、制限行為能力者は、それに属する者を列挙していく外延的定義、行為能力者は、それに属する者の有すべき性質を明示する内包的定義の典型である。いずれも、適用範囲が「以下同じ。」とされることによって、民法の最後の条文に至るまでこの定義が維持されることがわかる。言い換えれば、この2つの概念の意義を把握するためには、常にこの条文まで遡らねばならないということである。

実は、この条文の平成16年改正前のカタカナ条文(\*)でも、カッコ書きが用いられてるが、これは平成11年改正で、それ以前の制定時以来の条文「無能力者ノ相手方ハ其無能力者カ能力者ト為リタル後之ニ対シテ一个月以上ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行為ヲ追認スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得」が改められたものであり、それまで「無能力者」の定義は、条文中にはなかったのである。

この制限行為能力者の規定は、ここでの定義を踏まえて、同じ民法の中でも、以下のようにある者が含まれたり、除かれていたりする場合があるので、注意を要する。なお、このカッコ書きは、平成29年法律第44号による改正後に設けられたものであり、今後のカッコ書きの増加の流れを予感させるものである。

○民法 第120条 (取消権者) …平成29年法律第44号の改正後の条文

① 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者 (他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む) 又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

○民法 第120条 (取消権者) …平成29年法律第44号の改正前の条文

① 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

○民法 第124条 (追認の要件) …平成29年法律第44号の改正後の条文

① 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、

取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

○民法 第124条(追認の要件)…平成29年法律第44号の改正前の条文

① 追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。

2 成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。

3 前2の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。

・ 会社法第151条第1項柱書きに「金銭等」という「等」を含む語の定義規定がある。本来なら、「金銭その他の財産(「金銭等」という。以下同じ。)」という形の略称規定と分類すべきものであると思われるが、「をいう」が用いられているので、その形式から、定義規定と分類せざるをえない。「その他の」が用いられているので、本来は包括概念である「財産」で代表させれば十分である表現だが、最も重要な「金銭」を表に出したいので、わざわざ「金銭等」としたのであろうが、それなら呼び方の問題なので、略称規定として「という」を用いるべきであった。「金銭等」はこの規定以後、会社法に頻出するが、カッコ書きで内容が限定されることも多い。(ちなみに、同条第2項では、「等」のない「金銭」が用いられている。)たとえば、第154条第1項では、「登録株式質権者は、第151条第1項の金銭等(金銭に限る。)又は同条第2項の金銭を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。」となり、「金銭等」を「金銭」のみに限り、続けて「金銭」を用いているので、両者併せて「金銭」で足りるようにも思われる。また、第156条第1項第2号では、「株式を取得するのと引換えに交付する金銭等(当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。)の内容及びその総額」となっ

しており、ここから「当該株式会社の株式等」は財産の一部であることがわかるというメリットもある。「等」は曲者である。

・ 民事訴訟法第 132 条の 10 第 4 項も、「等」を含む語の定義規定の例である。こちらは「署名」、「記名」、「押印」と「氏名又は名称を書面等に記載すること」が—上記の会社法第 151 条のように例示を表す「その他の」ではなく—並列を表す「その他」で結合されているので、先頭の語に「等」を付けて、これらを一括して呼ぶのが通例である。しかし、この第 4 項でもう一度「署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること」を繰り返す必要があるので、定義規定の形式で「署名等」の意義を定めたのである。その適用範囲は「以下この項において同じ。」とあるように、第 4 項に限定されている。便宜的であるならば、略式規定の形式を用いたほうがいいと思われる。

・ 司法警察職員は刑事訴訟法独特の概念なので、定義は必須である。そこで、初出の第 39 条第 3 項本文でその意義を、司法警察員と司法巡查からなるものと定めたのである。この区別は、後述する第 199 条第 2 項本文につながっていく規定である。

## B. 適用範囲前置型：「という」

もう一つのパターンは、「定義項（適用範囲－「被定義項」という。）」であり、述語が「をいう」ではなく、「という」に変わる。適用範囲後置型と異なり、被定義項はカギカッコ「」で囲まれるが、たいていは字数が多い定義項が丸カッコ開き「(」の前に配置されるので、どこから説明が開始されているのかが把握しにくいことがあるかもしれない。

適用範囲の考え方は適用範囲後置型とまったく共通しているが、カッコ内の末尾ではなく、冒頭に配置されるので、表現上「同じ。」は削除されて、最も広い「以下」、次に「この～において」（～の部分が、編、章、節、款、目、条、項、号の順で狭くなる。）が続く。また、ある特定の条文のみをピンポイントで対象とする場合は、「この」を付けずに、「第〇〇条において」とか「次



条において」のように示す。

このパターンの最大の難点は、後述する略称規定と文型がまったく同じことである。略称規定は事物の本質を示すものではなく、単なる名称にかかわるにすぎないのだと言われる。とはいえ、全く同じ形式であるので、両者の区別が截然とできないこともある。しかし、短い言葉と長い言葉を同等のものとして対応させるという機能の点では共通している。用例を検討してみると、このパターンの定義規定の多くが略称規定だと思われ、適例を見つけ出すのがむずかしかった。以下の例も、略称規定に分類できないことはない。

	定義項	適用範囲	被定義項
刑訴36 の2	その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額	(以下	「資力」という。)

・ 刑事訴訟法第36条の2は、全体では、「この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。」であり、カッコ内カッコの使用例でもある。「資力」については、適用範囲前置型の定義規定であり、「資力申告書」については、適用範囲後置型の定義規定である。

## 6 略称規定：「という」

法制実務では、略称規定と定義規定を区別して扱うのが通例である。その略称規定も定義規定の一種だと見る見解をとれば、そのパターンは、「定義項（適用範囲－「被定義項〔略称〕という。）」であり、文章構造的には、定義規定の適用範囲前置型と同じである。

内容が複雑であったり、多岐にわたっていたりするため、多くの語を費やして表現せざるをえない場合で、その同一の長い表現が何度も出てくること

がある。本来ならばその都度同じ表現を繰り返さなければならないのであるが、その煩を避け、条文の表現を簡潔にすることを目的として、その内容を表す短い語に置き換えるという約束をするという処理をする。徹頭徹尾、便宜的理由である。見た目は小さいが、実際は多くの内容を含んでいるのである。多くの場合、置き換えられる短い語の多くが、本来の長い語群の一部を省略して、つまり名称を略することにより作成されるので、「略称規定」と呼び慣わされている。条文起草担当者の作業としては、略称規定は純粋に実用的な便宜のための「呼び名」を決めるということに尽きるものであり、いわば減算思考を用いればいいのに対し、定義規定は用語の概念の本質を説明しなければならないので、言葉数を増やしていくという加算思考が要求されるのである。

「という」という述語が、定義規定の適用範囲前置型と略称規定のいずれにも用いられることから、むしろ「という」が用いられていればすべて略称規定とすることも可能である。または、前述したように、定義の方式の1つである名目的定義と略称規定とは特徴が重なり合っており、それ故、略称規定も定義の一種であるとして、定義規定に含めることも可能である。さらに定義規定の適用範囲前置型は、意義を定める定義規定とそれに命名する略称規定の2段階から成るパターンだと見ることも可能である。このように両者の関係についての考え方はいろいろあるが、当面のところ、両者を区別し、単なる名付けであると判断できる場合を略称規定として区別するという考え方に立っておきたい。

略称として、自由に適当な名称を与えればいいというわけではない。定義と違って、略称をどう付けるか、いわば長い言葉をどう短縮するかについては、ある程度の裁量が存在するが、できる限り元の内容が想起できるものが適切である。適当ではなく、適切でなければならない。

長い名前と言うと、すぐ連想するものが、落語『寿限無』である。「寿限無 寿限無 五劫のすり切れ 海砂利水魚の 水行末 雲来末 風来末 食う

寝るところに住むところ やぶらこうじのぶらこうじ パイポパイポ パイポのシューリンガン シューリンガンのゲーリンダイ ゲーリンダイのポンポコピーのポンポコナーの長久命の長助」という長い名前をもつ男の子が登場する。殴られて頭にたんこぶを作った子供が、「じゅげむ じゅげむ…」と名前を言うたびにフルネームを言うので、言い終わった時にはたんこぶはへっこんでいたというお笑いである。最初の「寿限無」でも、最後の「長助」でも、それだけで名指しという目的は十分に達せられるにもかかわらず、短縮語を用いずに、長い言葉をそのまま繰り返すことの愚かさを示している。この短縮という作業過程は重要である。

略称という考え方は、各種の契約書作成時にもお世話になる文書作成の処理方法である。定型的契約書の一例として、ネットで容易に入手できる国土交通省が提供する「賃貸住宅標準契約書」(改訂版)の第1条を見てみよう。  
([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000019.html))

(契約の締結)

**第1条** 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

ここでは賃貸借契約の当事者である「貸主」(貸貸人)と「借主」(賃借人)を、それぞれ「甲」と「乙」という1文字で略記することを取り決めているのである。甲・乙を人を指す符号として用いることは、法律家の共通了解事項である。仮に土地や建物を略記する場合には、甲土地とか乙建物とかという付記が伴う。

ここで用いられた甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸という十干を人物や物件の略符号として用いることには、法律家の中では共通認識が存在する。(十二支の子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥は、動物を連想させるためか、そういう使い方はされないようである。)近年の判例百

選では、第1審の原告をX、被告をY、訴外をA・B・C…等と表記し、第2審、第3審でもそれを変更しないという原則を立て、事実の概要や判旨・決定要旨が記述されている。これも略記の一つの方法である。

また、法律分野に限らず、短縮という言葉テクニクは一般によく用いられる。たとえば、パソコンは「パーソ」ナル・「コン」ピューター（長音は省略されている。英語のイニシャルである「PC」も可能）、ファミコンは「ファミ」リー・「コン」ピューター（なお、かつてはコンピューターは最後の「ー」（長音符／音引き）を省いて、「コンピュータ」と表記する慣行があった。）、スマホは「スマ」ート「ホ」ン（正確にはスマフォか?）である。芸能分野でも頻繁に使われており、たとえば、漫才を例にとると、アング田中は「アング」ールズ、サンド伊達は「サンド」ウィッチマン、チュート徳井は「チュート」リアル、ブラマヨ小杉は「ブラ」ック・「マヨ」ネーズのそれぞれグループ名の最初の数文字からとった短縮であるし、やすきよは横山「やす」し・西川「きよ」し、ダイラケは中田「ダイ」マル・中田「ラケ」ットという2名の名前の一部を略して組み合わせたものである。個人名でも、エノケン「榎」本「健」一、マエケン「前」田「健」太、ナベサダは渡「辺」「貞」夫の略称というか愛称となっている。そのほか、広大は「広」島「大」学、広大ローは「広」島「大」学「ロー」スクール（法科大学院）であり、大学院の内部規定などでは、「広島大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）」という法令と同じ略称規定もある。

以上の例を見ると、短縮語の作成は、長い語・語群の①先頭をとる、②末尾をとる、③構成部分から抜き出して組み合わせるとというのが基本的発想であると帰納できる。そのほかに、④総称的な別名を用いるという方法もある。これらが略称の場合にも、作成法と言えるであろう。

以上のことから、「という」を用いる定義規定と略称規定の区別の基準が浮かび上がってくように思われる。すなわち、略称作成方法のルールに則っているものが略称規定であり、内容が先にあり、複数の可能な略称から選択が

行われている。逆に、定義規定では、被定義項の変更はありえないということである。これは読解側の基準ではなく、起案側の方法選択のルールなのである。「〇〇等」を被定義項として、定義規定の「をいう」型の規定が時折見られるが、本来は略称規定の「という」型として表現すべきであることを、誤ってしまったということである。

なお、略称規定の原則的表現は、「という」であるが、略称規定の前に「単に」や「これらを」を付したり、「という」の代わりに「総称する」を用いた条文も存在する。「単に」や「総称する」を用いたものだけが略称規定であるとするほうが、分類としてスッキリすると思われる。「単に」を補ったり、「という」を「総称する」に置き換えたりした場合、落ち着きがよければ、略称規定であると判断していいであろう。下表の「定義項」欄において、下線部は、略称を作成するために用いられた部分を示す。

	定義項	適用範囲	被定義項	
民 25 ①	従来の住所又は居所を去った者	(以下	「不在者」	という。)
	その財産の <u>管理人</u>	(以下この節において単に	「管理人」	という。)
民 246 ① 本	他人の動産に <u>工作を加えた者</u>	(以下この条において	「加工者」	という。)
民 247 ②	<u>合成物</u> 、混和物又は加工物	(以下この項において	「合成物等」	という。)
民 424 ① た	その行為によって利益を <u>受けた者</u>	(以下この款において	「受益者」	という。)
民 703	法律上の原因なく他人の財産又は労働によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした <u>者</u>	(以下この章において	「受益者」	という。)
民訴 103 ①本	住所、居所、営業所又は事務所	(以下この節において	「住所等」	という。)
民執 1	強制執行、担保権の実行としての競売及び民法(明治29年法律第89号)、商法(明治32年法律第48号)その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産の開示	(以下	「民事執行」	と総称する。)

行訴3②	行政庁の <u>処分</u> その他公権力の行使に 当たる行為 (次項に規定する裁決, 決定その他 の行為を除く。)	以下 <u>単</u> に	「 <u>処分</u> 」	という。)
行訴3③	審査請求その他の不服申立て	(以下 <u>単</u> に	「 <u>審査請求</u> 」	という。)
	行政庁の <u>裁決</u> , 決定その他の行為	(以下 <u>単</u> に	「 <u>裁決</u> 」	という。)
行審4(1)	<u>処分</u> をした行政庁	(以下	「 <u>処分庁</u> 」	という。)
	不作為に係る行政庁	(以下	「 <u>不作為庁</u> 」	という。)
行手2(3)	<u>許可</u> , <u>認可</u> , 免許その他の自己に対 し何らかの利益を付与する処分	(以下	「 <u>許認可等</u> 」	という。)

・ 民法第424条と第703条は、同一の法律の中で、適用範囲が異なれば、同じ語が用いられることがある例としてあげた。

第424条第1項ただし書は、平成29年改正において、改正前の「ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時ににおいて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。」を改めた機会にカッコ書きが使用されることになったものである。

703条は平成16年改正後の文言「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」のまま、平成29年改正では改められずに残ったものである。平成16年改正前は、「法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ労務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ為メニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ」という文言であったものが現代語化されたのだが、その際にカッコ書きが加えられた。「受益者」という語自体は、平成16年改正前の第704条「悪意ノ受益者ハ其受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス尚ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス」においても、定義なしに用いられていたものであるが、改正時に定義規定を設けたわけである。

・ 行政事件訴訟法第3条は、「この法律において「○○○」とは、～をいう。」という総則的定義規定形式をとる7つの項から条構成したものであるが、そ

のうち、第2項と第3項を採り上げて、略称の作成方法について、コメントしておこう。

○行政事件訴訟法 第3条(抗告訴訟)

- ① この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。
- 2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。
- 3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て(以下単に「審査請求」という。)に対する行政庁の裁決、決定その他の行為(以下単に「裁決」という。)の取消しを求める訴訟をいう。
- 4～7 … 略 …

第2項では、行政庁の「処分」と行政庁のそれ以外の「公権力の行使に当たる行為」が「その他」で並列され、そこから第3項に「規定する裁決、決定その他の行為」を除外したのに対し、「処分」という略称が与えられている。「単に」というのは、「行政庁の」を省略したという意味であろう。

第3項の「審査請求その他の不服申立て」は、「その他の」が用いられているので、「不服申し立て」の例示が「審査請求」であるから、「その他の」用法からすれば、前に列記された概念を包含する「不服申し立て」と言うべきであるところ、一例にすぎない「審査請求」を代表概念として略称と定めている。ここの「単に」は、第2項の「単に」とは用法が異なると思われる。行政庁の「裁決、決定その他の行為」についても、包含概念である「行政庁の行為」と言うべきところを「行政庁の」を省略し、一例である「裁決」を代表概念として略称と定めている。

- ・ 誤解を招きやすい例として、行政不服審査法第4条を見てみよう。

○行政不服審査法 第4条（審査請求をすべき行政庁）

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

第4条柱書きの「各号に掲げる場合」が長いので、「当該各号に定める行政庁」が見にくいですが、最後の「当該処分庁等」の前に1字分の空白があることを見つければ、両者の関係は見えてくる。第1号の「処分庁等（処分をした行政庁（…）又は不作為に係る行政庁（…）をいう。以下同じ。）」は二重カッコの例であるが、（…）で示した箇所は、略称規定で、全体は結局のところ、「処分庁等とは、処分庁又は不作為庁をいう。」という定義規定になり、「処分庁等」の「等」の中に、この第4条以降は常に「不作為庁」をも読み込まねばならないということになる。処分をまだしていない行政庁も、「処分庁等」に含まれるというのは、文字面からはわかりにくく、ややまずい略称である。だからと言って、常に「処分庁又は不作為庁」とするのも、煩わしいというのは確かである。

略称の作り方について、面白い例が道路法にある。条文の構造が複雑であるので、以下に図示してみよう。

○道路法 第7条（都道府県道の意義及びその路線の認定）

- ① 第3条第3号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

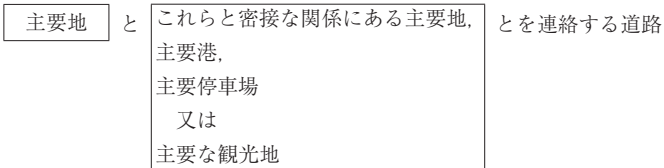
- 一 市又は人口5,000以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関



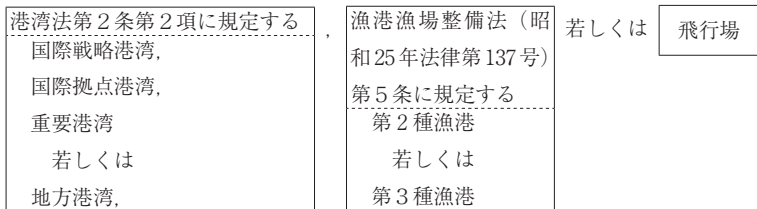
係にある主要地、港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第5条に規定する第2種漁港若しくは第3種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これらを「主要停車場」という。)  
又は主要な観光地とを連絡する道路

- 二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路
- 三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路
- 四 2以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路
- 五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路
- 六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路

第1号の構造は次のとおりである。



このうち「主要港」は、次の図が示すように、港湾法関係4つ、漁港漁場整備法関係2つ、飛行場1つが選択的接続詞「若しくは」の2段階使用を利用して結ばれている。したがって、主要地との連絡先の4つは、最上位を示す選択的接続詞「又は」で結ばれるのである。



これらの略称が「主要港」とされている。確かに「飛行場」は「空港」とも呼ばれるのだが、通常の語法で「主要港」と呼ばれた場合に、その中に含まれているとは思ってもよらないであろう。しかし、略称規定で「以下これらを「主

要港」という。」と定められた以上、これ以降（第2項から第5項までにさっそく登場する。）、「主要港」という語が出てくるたびに、頭の中で「飛行場」を加えて理解しなければならなくなるのである。第1号の略称規定を見落とせば、正確な理解はおぼつかない。「以下」又は「以下同じ。」の怖いところはここにある。

名称を定める表現として、「と名づける」を用いたものが1件ある。「休日ニ関スル件」（勅令昭和2年3月4日第25号）に代わるものとして定められた国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）である。略称規定でないのはもちろん、定義規定とも言えない特殊な規定である。

#### ○国民の祝日に関する法律 第1条

自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

国民の祝日が休日になる根拠規定は、同法第3条第1項「「国民の祝日」は、休日とする。」である。

## 7 その他の定義規定

丸カッコ内において用いられる述語として、「をいう」と「という」以外にも、「を含む」、「を除く」、「に限る」なども用いられる。これらはある概念で通常指示される対象に属するか属さないかの判断が微妙で、解釈者により結果が異なる可能性が高い場合に、立法者が解釈上の疑義をコントロールするねらいで、意義の範囲を指示する規定を設けたものである。ある概念が含む範囲についての見解が一般に共有されているということを前提として、それに何らかの修正を加えるという思考操作である。

同じ操作は、追加や補足的説明であれば、「この場合において」で始まる「後段」という形式——「前項において」とか「前条において」はそのバリエーションである。——でも、また排除や限定であれば、「ただし書」という形式でも指示することができる。カッコ書きの使用が稀であった時期はこれらの形式で処理されていたが、最近では、カッコの使用が増加している。

これらも用語の意義を指示するという点で、定義規定のカテゴリーにはいるものである。本来の定義規定との違いは、ゼロから規定するのではなく、一応存在する規定にプラス／マイナスを行うという点である。プラス／マイナスの疑義部分を明確化する役割を果たすのである。

すべて適用範囲後置型であるが、個別の条項についての指示が中心になるので、適用範囲が明示されることは、それほど多くない。

#### (1) 「を含む」

基本文型は適用範囲後置型の「被定義項（定義項を含む。適用範囲。）」である。外延的に考えたほうが図式化しやすいのでこちらで説明すると、Aがa, b, cを指すという通常の場合において、dをプラスすることを「dを含む。」と表現するのである。特別の場合にのみ「含む」という処置をとることを指示する場合は、下記の(4)を併せて用い、「にあっては、については／のときは／の場合には」などと条件を限定して、その条件の下でのみ「を含む。」と定めるのである。これは下記の「を除く」や「に限る」においても同様である。

「を含む」の用例で目につくのは、たとえば、民事訴訟法第116条第1項のように、「～において準用する場合を含む。」という文言である。「準用する」とは一定の場合に、準用先の条文の一部分を読み替えた条文が存在するとして、それを適用する操作であるから、当然、含んだり、除いたりする対象になる。そのことに注意を喚起するするための、念のための規定である。

(2) 「を除く」

基本文型は適用範囲後置型の「被定義項（定義項を除く。適用範囲。）」である。Aがa, b, cを指すという通常の場合において、cをマイナスすることを「cを除く。」と表現するのである。

(3) 「に限る」

基本文型は適用範囲後置型の「被定義項（定義項に限る。適用範囲。）」である。Aがa, b, cを指すという通常の場合において、aのみを残し、bとcを排除することを「aに限る。」と表現するのである。前述の「を除く」と「に限定する」は通常の指示対象からマイナスの操作をする点は共通している。つまり、aだけを残したいのであれば、「b及びcを除く。」でも同じ意義を表すことは可能ある。残すものが多い場合は「を除く」を、少ない場合は「に限る」を用いるというのが、選択の基準であろう。

(4) 「にあつては」、「については」、「ときは」等

基本文型は「A（Bにあつては, C）」である。ある特定の場合（B）には、通常の場合のAという語を、Cに置き換えることを指示している。上記（1）～（3）と比較すると、定義規定に含ませることはやや困難を感じるが、適用前提の変更の場合にも、追加的に用語の意義を指示するという点で、定義規定の一種と位置づけておきたい。「の場合にあつては」の文言もよく使用され、その場合には「にあつても」に分類した。そのほか、「についても」、「ときは」、「場合には」等も置き換えの指示である。

(5) 用例

このパターンの用例については、いくつかの例をあげるにとどめておく。

	被定義項	定義項		適用範囲
民 235 ①	縁側	(ベランダ	を含む。	次項において同じ。)
民訴 91 ① 前	録音テープ又はビデオテープ	(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物	を含む。)	
刑訴 2 ③	航空機の着陸	(着水	を含む。)	
刑訴 250 ①柱	人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの	(死刑に当たるもの	を除く。)	
民 280 た 定	第3章第1節(所有権の限界)の規定	(公の秩序に関するもの	に限る。)	

・ 刑事訴訟法第2条で、「着陸」という語に「着水」を含ませるのは、日常用語的にはやや無理があるが、法解釈で「地球上に到着すること」と理解すれば、「着陸」概念に含ませることはできる。それを解釈者にまかせず、立法者が予め手を打っておいたのである。後段を付けて、「この場合において、着水は着陸とみなす。」でも同じことは指示できる。

	被定義項	特定の場合の指示	置換え	適用範囲
民 518 ① 本	債権者	(債権者の交替による更改	にあつては、	更改前の債権者)
民 579 前	代金	(別段の合意をした	場合に	その合意により定めた金額。
民訴 318 ①	最高裁判所の判例	(これがない	場合に	大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例)
刑訴 199 ②本	司法警察員	(警察官たる司法警察員	については、	国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。
刑訴 199 ①た	30万円	(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪	については、	当分の間、2万円)

行訴 19 ② (3)	審査請求 に係る処 分	(当該処分について 再調査の請求につ いての決定を経た	ときは、当該決定)		
----------------	-------------------	-----------------------------------	-----------	--	--

・ 刑事訴訟法第 199 条第 2 項本文は、逮捕状請求の権限をもつのは、司法警察員のうち、警察での職階上、警部以上に限るとする規定である。「については」の例としてあげたが、「に限る」の例でもある。

## 8 定義規定と法解釈方法

定義規定のうち、「を含む」で指示された結果は、元の被定義項を拡張解釈した場合の結果と同じものとなる。裁判官や学者などの解釈者は、用語の意義を把握するために、解釈という作業を行う。それに対して、立法者が、解釈者の差異により発生するおそれのある疑義を予め解消するために、解釈と同じ思考操作を指示をしたと見ることができる。

同様に、「を除く」は縮小解釈、「限定する」は限定解釈の指示だと言える。「にあつては」等は一定の場合についての読替えの指示だと解すれば、類推解釈の指示だと言えよう。(もっとも、条文の中での読替えが、立法者によって指示されている場合だとすれば、むしろ「準用」の指示と見てよい。)

なお、拡張・縮小・限定解釈は、解釈技術・方法ではなく、解釈の結果を意味する言葉だという点に注意が必要である。解釈技術・方法は、伝統的に狭義の解釈である文理解釈、論理解釈(体系的解釈)、歴史的解釈、目的論的解釈、つまり条文の直接的適用にかかわる4つの解釈技術・方法と、本来は欠缺補充技術・方法である類推解釈(いわゆるもちろん解釈は、類推解釈の一亜種である。)と反対解釈、つまり条文の間接的適用にかかわる2つの解釈の技術・方法のみを指すことに限定しなければならない。拡張解釈や縮小解釈を解釈の方法だと言うこと、あまつさえ論理解釈の一種だと言うこと(多くの学者が誤ってこの考え方を安易に受け入れ、かつ学生に向かって教え、

説いている。嘆かわしいことである。)は、解釈方法について混乱を招くことにほかならない。拡張の方法、縮小の方法、限定の方法があるのではなく、上記6つの枠の中で解釈方法を用いたことによって、文理解釈との比較において、拡張、縮小、限定という結果になったのである。

条文の中で「を含む」、「を除く」、「に限定する」、「にあつては」という言葉を用いて指示すること自体には、立法者による立法的判断であるということ以上の理由づけは不要である。これに対して、裁判官、広くは検察官や弁護士も含み法実務に携わる者や学者がそれに対応する拡張解釈等を行う場合には、それ相応の理由づけによる正当化が要求されることになる。

両者の思考操作における同質性を指摘したのは、拡張解釈では「含む」を、縮小解釈では「除く」を、限定解釈では「限る」を、類推解釈では「読み替える」を述語とする文をめざしているという局面に注意をうながしたかったからである。

## 9 カッコの歴史

法令文におけるカッコの使用が始まったのはいつか。まず、私が思い当たったのは、大正15年の「法令形式ノ改善ニ関スル件」である。目に触れることが少ない資料なので、次に全文を引用しておく。(通読の便を考慮し、カタカナはひらがなに、漢字の旧字体は新字体に置き換えたが、濁点と句読点は原文のままである。なお、括弧の下線は筆者。)公布形式は内閣訓令であり、3項目が一つ書き〔行頭が「一」で始まる箇条書き〕形式をとり、前文と後文が付されている。

---

官報第4130号(大正15年[1926年]6月1日火曜日)1頁

○内閣訓令号外

法令形式の改善に関する件

現今の諸法令は往々にして難解の嫌あり。其の原因が内容の複雑なるに存する場合なきにあらざれども、記述の方法より来れるもの亦少からず。自今法令の形式を改善して文意の理解を容易ならしむることに力むるは時勢の要求に應ずる所以の道なりと信ず。今此の点に関して特に留意すべき事項を挙げれば左の如し。

- 一 法令の用字、用語及び文体はなるべく之を平易にし、一読の下容易に其の内容を了解せしめんことを期すべし。又現行の法文に於ては特殊なる場合の外濁音の仮名を用ひざれども、思想表示の方法を出来得る限り正確ならしめんが爲に一般に之を用ふべきのみならず、句読点、括弧及び之に類する符号をも使用して文章の章句段落を分ち、列記せる名詞を区分し、挿入せる語句を明らかならしむる等に便すべし。尚送仮名は世間の常例に従ひて之を使用し、略字は一般に通ずるものを採用することを妨げざるべし。右の外難解の漢字、古典的用法に属する仮名は努めて之を避け、旧法令に用ひたる特別なる語句、語法との調和の如きは必ずしも之に拘泥せずして可なり。
- 一 従来多数の法令は論理を尚ぶの余り努めて文字を省略したるを以て、其の内容の複雑なるに拘らず、法文簡約に失したるの傾向あり。故に一二行の法文に対しても数頁に亘るの註釈を要し、又よく之を理解せんとするには往々複雑なる推理を用ひざるべからざるの必要ありて頗る其の煩に堪へず。しかのみならず其の推理の過程に於て人々見解の差異を生じ爲に解釈上の疑義多きを加ふるの弊なき能はず。依りて今後の法文は必ずしも文章の簡約を旨とせず、相当詳細に叙述して及ぶ限り其の内容を明瞭ならしめんことに力むべし。
- 一 法文の記述に就きては実用を主とし懇切を旨として其の内容を整理排列すべし。例へば大法典には目次を附し章節を分ち、又複雑なる事項



を記述するには表記其他理解を容易ならしむるの方法を用ひ、更に便宜と認むる場合には或は例示をなし、或は図解を施し、或は法の動機、理由、目的等を明記し、或は標準となるべき書式を附記し、或は関係条文を挙げ、或は当該法令制定の為に旧法の如何なる点が改廃変更せられたるかを示し、尚一団をなせる事項はなるべく一団の法文中に規定することとし、法令には一般に表題を附して索引用の便を図り、時には其の表題に仮名を附するも之を憚らざる等の点に留意すべし。

以上掲ぐる所は現今の法令形式の改善に関する大綱なり。要するに法令は国民の準行又は利用する所なるに顧み、其の理解を容易ならしめんが為に平易明瞭、懇切周到を旨とし、徒らに形式体裁の美に流れざらんことを期すべし。

大正15年6月1日

内閣総理大臣 若槻禮次郎

---

次に、この訓令の後に制定された(戦前の)法律のうち、現在でも参照の機会が多いのは手形法と小切手法だと思われるので、確認してみた。両法でほぼ対応する条文において、現在の用法とは異なり、略称のみを記載し、述語がない形式であるが、数多くのカッコが使われていた。以下にあげたのはその一部である。

○手形法

第1条第3号：三 支払ヲ為スベキ者(支払人)ノ名称

第1条第8号：八 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

第13条第1項：裏書ハ為替手形又ハ之ト結合シタル紙片(補箋)ニ之ヲ記載シ裏書人署名スルコトヲ要ス

第13条第2項：裏書ハ被裏書人ヲ指定セズシテ之ヲ為シ又ハ単ニ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ為スコトヲ得(白地式裏書)此ノ後ノ場合ニ於テハ裏書ハ為替手形ノ裏面又ハ補箋ニ之ヲ為スニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第36条第3項：月ノ始、月ノ央(1月ノ央、2月ノ央等)又ハ月ノ終ヲ以テ満期ヲ定メタ

62 - をいう・という・含む・除く・限る（平野）

ルトキハ其ノ月ノ1日、15日又ハ末日ヲ謂フ

第75条第7号：七 手形ヲ振出ス者（振出人）ノ署名

[附則] 第83条：第38条第2項（第77条第1項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ手形交換所ハ法務大臣之ヲ指定ス …附則も通し条番号である

#### ○小切手法

第1条第3号：三 支払ヲ為スベキ者（支払人）ノ名称

第1条第6号：六 小切手ヲ振出ス者（振出人）ノ署名

第16条第1項：裏書ハ小切手又ハ之ト結合シタル紙片（補箋）ニ之ヲ記載シ裏書人署名スルコトヲ要ス

第16条第1項：裏書ハ被裏書人ヲ指定セズシテ之ヲ為シ又ハ単ニ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ為スコトヲ得（白地式裏書）此ノ後ノ場合ニ於テハ裏書ハ小切手ノ裏面又ハ補箋ニ之ヲ為スニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

戦後まもなく、新憲法施行前に制定された皇室典範（昭和22年1月16日法律第3号）でも、カッコの使用がある。

#### ○皇室典範 第11条

① 年齢15年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

2 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる

念のために、それ以前の法律もいくつか調べてみた。明治29年民法、明治32年商法、明治40年刑法では、丸カッコは使用されていなかった。そもそも「ト謂フ」という形式の定義規定自体がほとんどないことは、前述のとおりである。

ところが、明治23年民事訴訟法では、丸カッコの使用が見られた。以下に全部をあげたが、現在の「含む」に相当する「包含ス」が4箇所で見られているほか、条・項番号や補足説明的な言葉の使用が見られる。

○民事訴訟法（明治23年3月27日法律第29号）

- 第1編第1章第2節：裁判所ノ土地ノ管轄（裁判籍）
- 第17条：債務者（第三債務者）
- 第50条第2項：攻撃及ヒ防禦ノ方法（証拠方法ヲ包含ス）
- 第51条：訴（主参加）
- 第53条：補助（従参加）
- 第66条：法律上ノ範圍（第65条第1項）
- 第76条：攻撃及ヒ防禦ノ方法（証拠方法ヲ包含ス）
- 第78条第1項：訴訟ノ総費用（上訴ノ費用ヲ包含ス）
- 第97条第1号：裁判費用（国庫ノ立替金ヲ包含ス）
- 第100条：数額（第97条第1項）
- 第130条第5号：裁判（判決、決定及ヒ命令）

また、明治23年商法では、亀甲カッコの使用が発見できた。（法令全書と官報のみならず、御署名原本を見ても、やはり亀甲カッコであった。）これらの部分は、明治32年商法には受け継がれていない。第947条第1項の船舶の後ろの読点は誤植の可能性がある。

○商法（明治23年4月26日法律第32号）

第1編 商ノ通則 第12章 手形及ヒ小切手 第1節 為替手形

第1款 振出

第721条前段：其他ノ地〔他所払為替手形〕

第721条後段：他人〔他所払人〕

第2款 裏書

第731条：担保ノ為メニスル裏書譲渡〔質入為替手形、寄託為替手形〕

第2編 海商 第7章 冒険貸借

第947条第1項：船舶,〔附属品ヲ包含ス〕

最後に、明治23年裁判所構成法（明治23年2月8日法律第6号）では、文中での丸カッコの使用は見られないが、第14条第2号の細分であるイからホまでとさらにホの細分である一と二、第50条第1号の細分であるイとロについて、カタカナと漢数字が上下丸カッコで囲まれている（号番号そのものは現在と異なり、「第」を付けて示されている。）。写真は、国立国会図書館デ

デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2945233>) で閲覧可能な  
2月10日付の官報の一部である。

第十四條	區裁判所ハ民事訴訟ニ
關リテハ民事訴訟法ノ定ムル所	
第一	百圓ヲ超過セザル金額
第二	價額ニ拘ラス左ノ訴訟
(イ)	住家共ノ他ノ建物又
	續ニ關リ又ハ貸借人
	トニ關リ貸入ト借
(ロ)	不動産ノ經界ノミニ
(ハ)	占有ノミニ關ル訴訟
(ニ)	雇主ト雇人トノ間ニ
(ホ)	左ニ掲ケタル事項ニ
	ハ旅人ト水陸運送人
	トノ間ニ
	ハ旅人ト水陸運送人
	トノ間ニ
料	(一) 膳料又ハ宿料等
	(二) 旅店若ハ飲食店
	タル手荷物金額又ハ右

推測にすぎないが、明治初期に翻訳された外国法の中には、カッコを使用した条文が存在しているかもしれない。だとすると、その後の条文起草に際し、なぜカッコの使用がなされなかったのか。法令文の表現方法の原則の確立期にどのような議論があったのか。今後の課題である。

## 10 結びに代えて

2018年3月に37年間務めた広島大学を定年退職で去るので、これが私の「現役」最後の公表論文になる。この「法令用語釈義」シリーズは、毎年1編ずつ本誌『広島法科大学院論集』に発表し続けてきた。毎回の執筆の間隔は1年間なので、次回のテーマを何にしようかとあれこれ10か月くらい考え、資料を集め、執筆にはいる。だいたいこれまで長年担当してきた法学基礎や法学入門の講義で解説している法令用語をテーマに選んできたが、今回のテーマは、1年前にはそれほど注意を払って読んでいなかった用語である。

この1年の間、たまたま様々な機会に、行政法関係の条文を、かなり細かく読まざるを得ない羽目になった。道路法、河川法、介護保険法、都市計画法、建築基準法がそれである。大学での講義では、学生が学習上出会うであろう基本六法関係中心に用例を探すことにしており、意識的に行政法関係は避け

ている。また、有斐閣『ポケット六法』に登載されていない法律は、原則言及しないとことになってきた。しかし、これら行政法分野の条文との取り組みは、新しい視角を開いてくれるものであった。

上記の法律を通読して最初に辟易したことは、丸カッコの使用の多さだった。定義規定として条形式や号形式でまとめられている用語については、そこを参照すれば当該法律での用語の意義は簡単にわかる。それに対して、それ以外の用語については、後ろのほうに出てきても、その用語の意義を説明した条文が前のほうにあるのかどうかの検索については手がかりが一切ない。

そこで作業として行ったのは、丸カッコ付きの部分（法律番号も含む。）をすべて黄色のマーカーで塗りつぶすことであった。実にページの半分近くが真っ黄色になるところも出てきた。次に適用範囲が「以下同じ。」または「以下」となっている用語（被定義項）を赤のマーカーで囲むことである。これをした後では、ある用語を遡って探し求めることが格段に楽になった。基本六法でも、最近の改正の箇所では丸カッコが頻繁に利用されている。手元の六法が次々と黄色で侵蝕されてくる。他の色を使えば、もっと衝撃が強いかもかもしれない。是非、読者のみなさんにお勧めしたい方法である。

本稿で採り上げたい用例はそれこそ無数にあり、もっともっと例をあげて分析をしたかった。それこそ個人で逐条解釈をするコンメンタールを書き上げるようなものである。本稿で扱うことのできた例は必ずしも典型的なものとは限らず、目についたものを分析したに過ぎない。カッコ内の表現で用いる述語という単なる法令用語の分析であるが、概念の定義につながる内容なので、法律学の核心にせまるテーマでもある。各法分野の専門家にも、もっと注目されてしかるべき問題を発掘した気分である。

テーマとする法令用語を列記してタイトルにすることは、このシリーズの一貫した方針であるが、今回の丸カッコ内の法令用語についての論稿では、最初に「をいう」を配置することにした。論文タイトルを五十音順に並べた

場合、「ん」で始まる論文はおそらくないだろうから、「を」で始まるものは一番最後になる。現役最終論文のタイトルの趣向としてふさわしいと思われたのである。しかし、研究自体は定年退職後も継続し、論文もできるだけ公にしていくつもりである。